

○ 二人副署長制度の内容及び担当事務について（通達）

〔令和6年3月4日務甲達第38号〕
石川県警察本部長から部課署長宛て

対号 平成31年2月19日付け務甲達第17号「二人副署長制度の内容及び所掌事務について（通達）」

二人副署長制度（以下「制度」という。）については、対号により運用がなされているものであるが、この度、制度の内容及び担当事務について、下記のとおり行うこととしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は令和6年3月28日をもって廃止する。

記

1 制度の内容

警察署に副署長を2名置き、警察署における適正な業務運営の確保及び警察署長の実質的な指揮監督機能の強化を図るもの

2 副署長の職名

副署長2名のうち1名を「副署長」、もう1名を「副署長（事務担当）」とし、「副署長（事務担当）」については、その他の職員（警察官以外の警察職員をいう。）をもって充てる。

3 各副署長の担当事務

(1) 副署長

ア 警察署警務課の事務のうち別に定める事項

イ 警察署会計課を除く課の事務

(2) 副署長（事務担当）

ア 警察署警務課の事務のうち別に定める事項

イ 警察署会計課の事務

4 副署長相互の協議

警察署長が必要と認める事項については、協議して処理するものとする。

そのほか、副署長相互で競合する事務及び特に重要と認められる事項についても、その都度、協議して処理するものとする。

5 施行日

令和6年3月29日